

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
南山大学法科大学院	2018 年度	不適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2－3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか（「告示第 53 号」第 5 条）。	認証評価時においては、基本的な法分野についての法律基本科目が公法系 8 科目、民事系 16 科目、刑事系 9 科目、リーガルライティング 1 科目の計 34 科目、実務基礎科目が 11 科目、人間の尊厳科目（基礎法学・隣接科目）が 5 科目、展開・先端科目が 27 科目設けられていた。	2020 年度においては、民事系科目のうち「商法（商取引法）」（1 年次必修科目・2 単位）を、「商法（商法総則・商行為法）」（1 年次必修科目・2 単位）及び「支払決済法」（選択科目・2 単位）に再編している。
	2－42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか。	2013～2017 年の司法試験合格者数（合格率）は順に 14 名（21.2%）、9 名（14.8%）、4 名（6.2%）、2 名（3.7%）、4 名（8.3%）であった。	2020 年度の当該法科大学院からの受験者に対する司法試験合格者数（合格率）は 3 名（23.1%）であり、全国平均の 2 分の 1 以上となっている。
教員・教員組織	3－5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。	認証評価の時点においては、憲法 1 名、行政法 2 名、民法 2 名、商法 1 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 1 名の専任教員が配置されていた。	2020 年度においては、憲法 1 名、行政法 2 名、民法 2 名、商法 2 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 1 名の専任教員が配置されている。
	3－6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されている	認証評価の時点においては、法律基本科目 66.1%（必修科目）及び 62.3%（選択科目）、法律実務基礎科目 61.4%（必修科目）、法律実務基礎科目 71.4%（必修科目）	2020 年度においては、法律基本科目 53.6%（必修科目）及び 33.3%（選択科目）、法律実務基礎科目 71.4%（必修科目）

	か。	科目) 及び 90.0% (選択科目)、人間の尊厳科目 (基礎法学・隣接科目) 36.0%、展開・先端科目 29.4%を専任教員が担当していた。	目) 及び 100.0% (選択科目)、人間の尊厳科目 (基礎法学・隣接科目) 25.0%、展開・先端科目 35.0%を専任教員が担当している。
学生の受け入れ	4-9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。	競争倍率は、2015 年度 1.83 倍、2016 年度 1.7 倍、2017 年度 1.53 倍、2018 年度 1.54 倍と 5 年間の評価対象期間のうち 4 年について 2 倍未満となっていた。	2020 年度に実施した入学者選抜においては、実質競争倍率が 1.69 倍となっている。
	4-13 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか (「大学院」第 10 条)。	入学定員に対する入学者数比率は、経年的に過度 (50%以上) の不足が生じており、収容定員に対する在籍学生数比率についても 5 年間の評価対象期間のうち 3 年以上不足していた。	2020 年度は、入学定員に対する入学者数比率については 35.0%、収容定員に対する在籍学生数比率については 35.0% となっている。